令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表（案）

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
1	1	3	2		5	新規	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 九州財務局： １ 地方公共団体に対する災害融資 ２ 金融機関に対する緊急措置の指示 ３ 普通財産の無償貸付 ４ 被災施設の復旧事業費の査定の立会	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 （新規）
2	1	3	2		6	削除	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 大阪航空局： １ 航空機の航行の安全確保	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 大阪航空局： １ 飛行場使用に関する連絡調整 ２ 航空機の航行の安全確保
3	1	3	2		6	新規	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関及び指定地方公共機関】 空港運営権者： １ 飛行場使用に関する連絡調整	第２項　関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関及び指定地方公共機関】 （新規）
4	2	1	1	1	13	修正	１　市の各局・区役所における平素の業務 政策局： ①～②　略 ③　各局・区役所、県、関係機関との連絡調整に関する事項 ④～⑯　略	１　市の各局・区役所における平素の業務 政策局： ①～②　略 ③　各局、各区市関係機関との連絡調整に関する事項 ④～⑯　略
5	2	1	2	2	18	修正	(1)　指定公共機関等の連絡先の把握等 市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先(夜間連絡先含む。)、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。	(1)　指定公共機関等の連絡先の把握等 市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表（案）

<table>
<tr><th>№</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>ページ</th><th>区分</th><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>6</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>31</td><td>修正</td><td>(5)　対策本部の代替施設の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定するものとする。(削除)

【予備施設の指定】
消防局庁舎、熊本城ホール、熊本市民会館、上下水道局
市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により市対策本部機能を予備施設に移転させる。</td><td>(5)　対策本部の代替施設の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定するものとする。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。
【予備施設の指定】
次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。
〔第1 位〕 消防局庁舎［第 2 位］熊本城ホール［第 3 位］熊本市民会館［第 4 位］上下水道局</td></tr>
<tr><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>34</td><td>修正</td><td>(3)　総合調整室の事務分掌
<table><tr><td>総務班長
(危機管理防災部)</td><td>（削除）
1　被害状況等の本部会議への報告に関すること。
2　関係機関等との連絡調整に関すること。
3　関係機関の応援・派遣に係る要請の要求等に関すること。
4　情報機器の管理運営に関すること。
5　本部の庶務に関すること。
6　特殊標章等の交付及び使用許可に関すること。</td></tr></table></td><td>(3)　総合調整室の事務分掌
<table><tr><td>総務班長
(危機管理防災部)</td><td>1　自衛隊派遣の要請の要求等に関すること。
2　被害状況等の本部会議への報告に関すること。
3　関係機関等との連絡調整に関すること。
4　関係機関の応援・派遣に係る要請の要求等に関すること。
5　情報機器の管理運営に関すること。
6　本部の庶務に関すること。
7　特殊標章等の交付及び使用許可に関すること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>8</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>34</td><td>修正</td><td>(3)　総合調整室の事務分掌
<table><tr><td>調整班長
(危機管理防災部)</td><td>1　本部長の指示及び命令に関すること。
2　本部会議に関すること。
3　災害応急対策の総合調整に関すること。
4　警戒区域の設定に関すること。
5　退避の指示に関すること。
6　警報の伝達・通知に関すること。
7　避難実施要領の策定に関すること。
8　避難指示及び誘導に関すること。
9　各対策本部間の連絡調整に関すること。
10　応援要請に関すること。
11　自衛隊派遣の要請の要求等に関すること。</td></tr></table></td><td>(3)　総合調整室の事務分掌
<table><tr><td>調整班長
(危機管理防災部)</td><td>1　本部長の指示及び命令に関すること。
2　本部会議に関すること。
3　災害応急対策の総合調整に関すること。
4　警戒区域の設定に関すること。
5　退避の指示に関すること。
6　警報の伝達・通知に関すること。
7　避難実施要領の策定に関すること。
8　避難指示及び誘導に関すること。
9　各対策本部間の連絡調整に関すること。
10　応援要請に関すること。
（新規）</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表（案）

<table>
<tr><th>№</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>ページ</th><th>区分</th><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>9</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>35</td><td>修正</td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>政策局対策部
（政策局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
（削除）
（削除）
（削除）
（削除）
（削除）
・在住外国人及び避難者の支援に関すること。
・広報・報道機関に対する情報提供等に関すること
・市民相談の総括に関すること。
・復興計画の統括に関すること。
・災害寄附金に関すること。</td></tr></table></td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>政策局対策部
（政策局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・市対策本部運営の統括に関すること。
・関係省庁及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
・避難者対策の統括に関すること。
・応援要請の統括に関すること。
・警報・緊急通報及び避難指示の伝達、警戒区域の設定の統括に関すること。
・在住外国人及び避難者の支援に関すること。
・広報・報道機関に対する情報提供等に関すること。
・市民相談の総括に関すること。
・復興計画の統括に関すること。
（新規）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>10</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>35</td><td>修正</td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>財政局対策部
（財政局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・災害応急対策等の予算編成に関すること。
（削除）
・対策本部の出納に関すること。
・市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。
・災害による税の減免に関すること。</td></tr></table></td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>財政局対策部
（財政局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・災害応急対策等の予算編成に関すること。
・災害寄附金に関すること。
・対策本部の出納に関すること。
・市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。
・災害による税の減免に関すること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>11</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>35</td><td>修正</td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>経済観光局対策部
（経済観光局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・流通対策に関すること。
・商工業の被害調査及び金融支援の相談に関すること。
・救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。
・観光施設等の災害対策に関すること。
・物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。
・観光客の避難及び支援に関すること。</td></tr></table></td><td>4　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>経済観光局対策部
（経済観光局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・流通対策に関すること。
・商工業の被害調査及び金融支援の相談に関すること。
・救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。
・観光施設等の災害対策に関すること。
・物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。
（新規）</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表（案）

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
12	3	4	2	3	50	修正	３　避難住民等の誘導 （１）～（５）略 （６）高齢者、障がいのある方等への配慮 　市長は、高齢者、障がいのある方等の避難を万全に行うため、 避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、民間福祉事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保等、市避難行動要支援者支援計画に沿って的確に対応を行う。 　市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障がいの特性に関する多様性を理解し、すべての避難住民等がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。	３　避難住民　の誘導 （１）～（５）略 （６）高齢者、障がいのある方等への配慮 　市長は、高齢者、障がいのある方等の避難を万全に行うため、 避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、民間福祉事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保等、市避難行動要支援者支援計画に沿って的確に対応を行う。

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表（案）

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
13	3	7	1	1	60～63	修正	第７節　武力攻撃災害への対処 第１項　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 １～３ 第２項　武力攻撃災害の兆候の通報 １～２ 第３項　生活関連等施設における災害への対処等 第４項　武力攻撃による原子力災害及びNBC攻撃によ　る災害への対処等 第５項　応急措置等 １ ２　警戒区域の設定 (1) (2) ア～エ (3) ３　応急公用負担等 (1) (2) ア イ ４　消防に関する措置等 (1)～(7) (8) ア～オ　（略）	第７節　武力攻撃災害への対処 第１項　武力攻撃災害への対処 １　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (1)～(3) ２　武力攻撃災害の兆候の通報 (1)～(2) 第２項　応急措置等 １ 第３項　警戒区域の設定 １ ２ (1)～(4) ３ 第４項　応急公用負担等 １ ２ (1) (2) 第５項　消防に関する措置等 １～７ ８ (1)～(5) 第６項　生活関連等施設における災害への対処等 第７項　武力攻撃による原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
1					全編	修正	危機管理防災部 危機管理防災部長 危機管理課長	危機管理防災総室 危機管理防災総室長 危機管理防災総室副室長
2	1	3	1		4	修正	第１項国民の保護に関する措置の仕組み 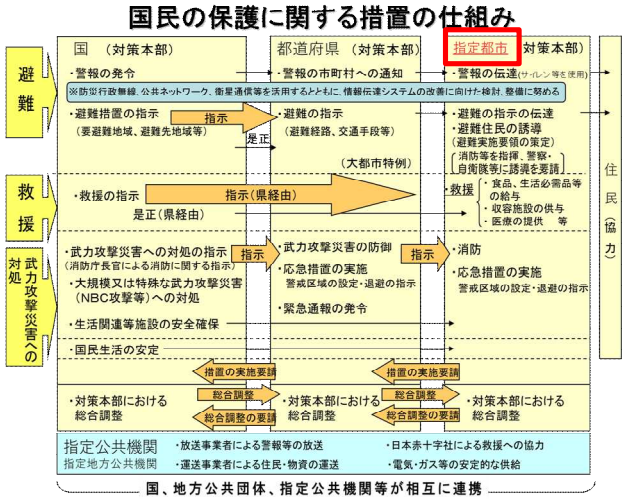 	第１項国民の保護に関する措置の仕組み 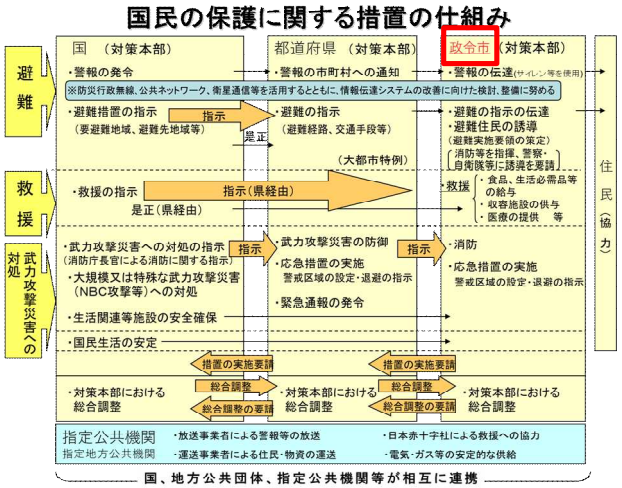
3	1	4	2		7	修正	第２項　気候 本市は、阿蘇山系と金峰山系の接合地帯の上に位置し、多くの山岳、丘陵台地などに四方を囲まれている。このため、年平均気温は１７．２℃と概して温暖であるが、内陸的な気候を示し、夏の暑さ、冬の寒さは共に厳しく、１月の日最低気温の月平均値の１．６℃に対し、８月の日最高気温の月平均値は３３．３℃となっている。降水量は年間約２，０００㎜であるが、梅雨期に集中しており６月～７月の２ヶ月間で年間降水量の約４割を占めている。	第２項　気候 本市は、阿蘇山系と金峰山系の接合地帯の上に位置し、多くの山岳、丘陵台地などに四方を囲まれている。このため、年平均気温は１６．５℃と概して温暖であるが、内陸的な気候を示し、夏の暑さ、冬の寒さは共に厳しく、１月の日最低気温の月平均値の２．１℃に対し、８月の日最高気温の月平均値は３１．９℃となっている。降水量は年間約２，０００㎜であるが、梅雨期に集中しており６月～７月の２ヶ月間で年間降水量の約４割を占めている。

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
4	1	4	12		8	修正	第３項　人口分布 本市の総人口は、令和４年（２０２２年）１０月現在で約７４万人であるが、周辺の町村を含めた熊本都市圏の人口は約１２１万人で、熊本県内では、この地域への一極集中が顕著である。 また本市では、６５歳以上の高齢者人口は約２０万人で総人口に占める割合は約２５％であり、年々高齢化が進んでいる。	第３項　人口分布 本市の総人口は、平成３１年（２０１９年）４月現在で約７４万人であるが、周辺の町村を含めた熊本都市圏の人口は約１０８万人で、熊本県内では、この地域への一極集中が顕著である。 また本市では、６５歳以上の高齢者人口は約１９万人で総人口に占める割合は約２５％であり、年々高齢化が進んでいる。
5	1	4	12		8	修正	第１２項　観光客 本市を訪れる観光客は、コロナ禍以前の令和元（２０１９年）では年間平均約６００万人、うち、宿泊客が約２８０万人である。 また、外国からの観光客も約７１万人、宿泊客約３４万人となっている。 観光客のほとんどが地域の地理に不案内であり、近隣住民とも繋がりがないと考えられ、特に外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘導等の手法に留意することが必要である。	第１２項　観光客 本市を訪れる観光客は、　年間平均約５００万人、うち、宿泊客が約２８０万人である。 また、外国からの観光客も約６５万人、宿泊客約１８ 万人となっている。 これらの観光客は、そのほとんどが地域の地理に不案内であり、近隣住民とも繋がりがないと考えられ、外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘導等の手法に留意することが必要である。
6	2	1	1	1	14	修正	１　市の各局・区役所における平素の業務 こども局　①　こどもの避難及び支援等に関する事項	１　市の各局・区役所における平素の業務 （新規）
7	2	1	1	1	14	修正	１　市の各局・区役所における平素の業務 環境局　①　災害廃棄物、生活ごみ及び汚水等の処理対応計画の整備に関する事項 ②　環境保全及び食品衛生の検査に関すること	１　市の各局・区役所における平素の業務 環境局　①　被災ゴミ、生活ゴミ及び汚水等の処理対応計画の整備に関する事項 ②　環境保全及び食品衛生の検査に関すること

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
8	2	1	1	1	14	修正	1　市の各局・区役所における平素の業務 農水局 ①　農水産業の復興支援体制の整備に関する事項 ②　避難及び緊急輸送等に使用する舟の準備に関する事項	1　市の各局・区役所における平素の業務 農水局 ①　農林水産業の復興支援体制の整備に関する事項 ②　避難及び緊急輸送等に使用する舟の準備に関する事項
9	2	1	1	1	14	修正	1　市の各局・区役所における平素の業務 都市建設局 ①　被災建物応急危険度判定実施の準備に関する事項 ②　公園への避難者に対する誘導計画の整備に関する事項 ③　避難生活者の住宅計画の整備に関する事項 ④　道路障害物の除去計画の整備に関する事項 ⑤　避難施設(公園、河川敷等)の管理運営体制整備に関する事項 ⑥　避難者の輸送計画立案、実施等に関する事項 ⑦　林業の復興支援体制の整備に関する事項	1　市の各局・区役所における平素の業務 都市建設局 ①　被災建物応急危険度判定実施の準備に関する事項 ②　公園への避難者に対する誘導計画の整備に関する事項 ③　避難生活者の住宅計画の整備に関する事項 ④　道路障害物の除去計画の整備に関する事項 ⑤　避難施設(公園、河川敷等)の管理運営体制整備に関する事項 ⑥　避難者の輸送計画立案、実施等に関する事項 （新規）
10	2	1	1	2	15	修正	（4）職員への連絡手段の確保 電話、LINE、Teams等による連絡手段	（4）職員への連絡手段の確保 電話・メール等による連絡手段
11	2	1	4	2	20	修正	（1）　警報の伝達体制の整備 市は、知事からの～（略）～事前に説明や周知を図る。 この場合において、民生委員や熊本市社会福祉協議会、熊本市国際交流振興事業団等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がいのある方、外国人等に対する伝達に配慮する。	（1）　警報の伝達体制の整備 市は、知事からの～（略）～事前に説明や周知を図る。 この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流事業団等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がいのある方、外国人等に対する伝達に配慮する。

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
12	3	1	1	2	29	修正	2　市連絡本部の組織構成及び機能 熊本市緊急事態連絡本部の組織及び機能 	2　市連絡本部の組織構成及び機能 熊本市緊急事態連絡本部の組織及び機能

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
13	3	2	2	1	32	修正	第２項　市対策本部の組織構成 １　市対策本部の組織下記組織図のとおりとする。 熊本市国民保護（緊急対処事態）対策本部の組織図 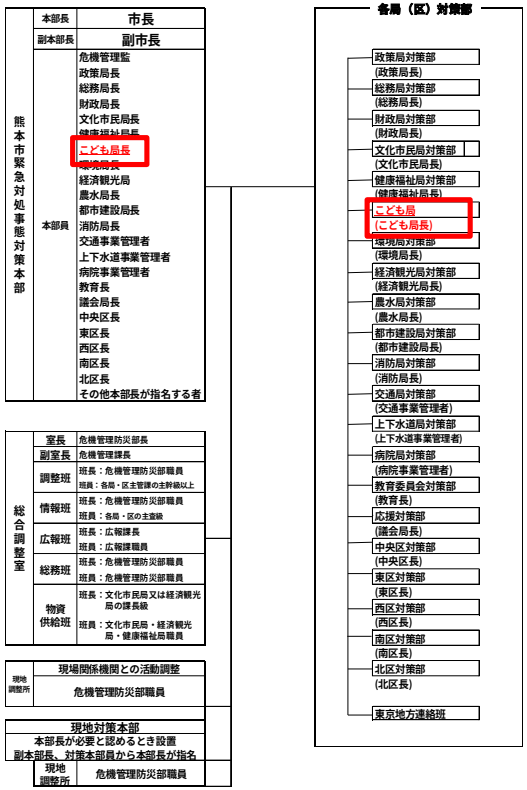 	第２項　市対策本部の組織構成 １　市対策本部の組織下記組織図のとおりとする。 熊本市国民保護（緊急対処事態）対策本部の組織図 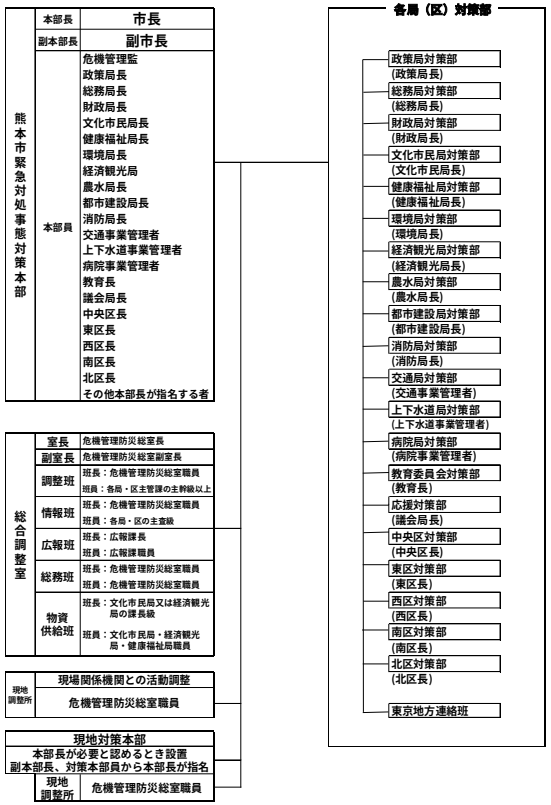

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

<table>
<tr><th>№</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>ページ</th><th>区分</th><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>14</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>33</td><td>修正</td><td>第２項　市対策本部の組織構成
(1)、(2)　略
１　市対策本部の組織下記組織図のとおりとする。
(3)　市対策本部の本部員は、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、・・・
(4)　略
(5)　本部に国民保護対策本部会議、総合調整室、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、文化市民局対策部、健康福祉局対策部、こども局対策部、環境局対策部、・・・</td><td>第２項　市対策本部の組織構成
１　市対策本部の組織下記組織図のとおりとする。
(1)、(2)　略
(3)　市対策本部の本部員は、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、・・・
(4)　略
(5)　本部に国民保護対策本部会議、総合調整室、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、文化市民局対策部、健康福祉局対策部、環境局対策部、・・・</td></tr>
<tr><td>15</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>33</td><td>修正</td><td>２　国民保護対策本部会議
(1)　組織
ア　国民保護対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成される。
イ　対策本部員は、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、・・・</td><td>２　国民保護対策本部会議
(1)　組織
ア　国民保護対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成される。
イ　対策本部員は、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、・・・</td></tr>
<tr><td>16</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>35</td><td>修正</td><td>４　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>文化市民局対策部
（文化市民局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・市民の安否情報の総括に関すること。
・避難所の総合調整に関すること。
・ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。
・救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。
・文化財の保護に関すること。</td></tr></table></td><td>４　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>文化市民局対策部
（文化市民局長）</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・市民の安否情報の総括に関すること。
・避難所の総合調整に関すること。
・ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。
・救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。
（新規）</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

№	章	節	項	目	ページ	区分	改正後（案）	現行
17	3	2	2	4	35	修正	4　各対策部の事務分掌 こども局 ① こどもの避難及び支援等に関する事項	4　各対策部の事務分掌 （新規）
18	3	2	2	4	36	削除	4　各対策部の事務分掌 経済観光局対策部（経済観光局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・流通対策に関すること。 ・商工業の被害調査及び金融支援の相談に関すること。 ・救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。 ・観光施設等の災害対策に関すること。 ・物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。 （削除）	4　各対策部の事務分掌 経済観光局対策部（経済観光局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・流通対策に関すること。 ・商工業の被害調査及び金融支援の相談に関すること。 ・救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。 ・観光施設等の災害対策に関すること。 ・物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
19	3	2	2	4	36	修正	4　各対策部の事務分掌 農水局対策部（農水局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・農業関係の災害対策に関すること。 （削除） ・水産業関係の災害対策に関すること。 ・農協・漁協との連絡に関すること。 ・食糧調達の支援に関すること。	4　各対策部の事務分掌 農水局対策部（農水局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・農業関係の災害対策に関すること。 ・林業関係の災害対策に関すること。 ・水産業関係の災害対策に関すること。 ・農協・漁協との連絡に関すること。 ・食糧調達の支援に関すること。
20	3	2	2	4	36	修正	4　各対策部の事務分掌 都市建設局対策部（都市建設局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・被災宅地危険度判定に関すること。 ・建築物の補修・建替等に係る相談に関すること。 ・公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。 ・市有建築物の被害状況調査及び対策に関すること。 ・市営住宅の応急対策及び一時使用に関すること。 ・仮設住宅の建設等に関すること。 ・国・県・市道等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 ・緊急輸送道路等の確保に関すること。 ・公園・河川等空地の避難場所及び災害対策用地の確保に関すること。 ・林業関係の災害対策に関すること。	4　各対策部の事務分掌 都市建設局対策部（都市建設局長） ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・被災宅地危険度判定に関すること。 ・建築物の補修・建替等に係る相談に関すること。 ・公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。 ・市有建築物の被害状況調査及び対策に関すること。 ・市営住宅の応急対策及び一時使用に関すること。 ・仮設住宅の建設等に関すること。 ・国・県・市道等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 ・緊急輸送道路等の確保に関すること。 ・公園・河川等空地の避難場所及び災害対策用地の確保に関すること。 （新規）

令和５年度　熊本市国民保護計画　新旧対照表【令和５年４月１日変更済】

<table>
<tr><th>№</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>ページ</th><th>区分</th><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>21</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>36</td><td>修正</td><td>４　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>上下水道局対策部長
(上下水道事業管理者)</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。
・上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。
・被災地域に対する応急給水活動に関すること。
・上水道水源の確保及び水質管理に関すること。</td></tr></table></td><td>４　各対策部の事務分掌
<table><tr><td>上下水道局対策部長
(上下水道局事業管理者)</td><td>・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。
・上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。
・上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。
・被災地域に対する応急給水活動に関すること。
・上水道水源の確保及び水質管理に関すること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>22</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>43</td><td>修正</td><td>第２項　警報の伝達等
(2)②市のホームページ
https://www.city.kumamoto.jp/</td><td>第２項　警報の伝達等
(2)②市のホームページ
http://www.city.kumamoto.jp/</td></tr>
<tr><td>23</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>53</td><td>修正</td><td>２　県による救援の実施に係る調整
市長は、　　指定都市が～（略）～緊密に連携して救助を行う。</td><td>２　県による救援の実施に係る調整
市長は、政令指定都市が～（略）～緊密に連携して救助を行う。</td></tr>
</table>